

## 第5回子ども家庭福祉人材の専門性確保WGにおける構成員の主な意見

区 分	主な意見
1. 中核市、特別区における児童相談所の設置について（1）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 新設される児童相談所ではスーパーバイザーの確保が難しいので、経過措置としてスーパーバイザーの経験年数の短縮や東京都の子ども家庭支援センターでの経験年数をカウントするなど、任用要件を緩和できないか。</li> <li>• 東京都の子ども家庭支援センターで勤務されている方の中には勤務期間が短くてもスーパーバイザーとして業務を行える者がいる。また、児童相談所勤務経験者を非常勤でスーパーバイザーとして採用することも考えられる。このような移行措置を考えないと、特に新設される児童相談所のスーパーバイザーの確保は難しいのではないか。</li> <li>• 中核市や特別区が都道府県と同じ児童相談所を作っても意味がなく、違った形で児童相談所を新設する必要がある。</li> <li>• 中核市には中核市のスタイルがあるので、せっかく児童相談所を作っても都道府県をモデルにしたのでは、市と児童相談所と2カ所の通告窓口ができるなどの不都合が生じるのではないか。</li> <li>• 児童相談所を新設する中核市や特別区の職員が都道府県を越えて人事交流することは有効である。</li> <li>• 中核市には行政区がないので都道府県を模した児童相談所でよいのか疑問である。そういった意味でこれからは中核市が集う情報交換の場が重要。</li> <li>• 児童相談所を新設する特別区だけでなく、それ以外の市区の職員の研修も人材育成の面から重要であるが、東京都では希望する区の全部を受け入れるのは難しい。</li> <li>• 中核市や特別区の児童相談所のモデルをある程度考える必要がある。例えば、中核市や特別区の児童相談所が児童相談所としての窓口と市区の窓口の両方を設けるのか、児童相談所としてワンストップで受けるのか、一定程度の議論が必要。</li> <li>• 児童相談所設置と同時に一時保護所を開設するのは難しい。一時保護所の共同利用の検討や一時保護所開設時期の猶予、設置義務の有無などを考えなければならない。</li> </ul>

区分

主な意見

1. 中核市、特別区における児童相談所の設置について（2）

- この機会を利用して今までにない児童相談所のあり方を試行的にやっていく。例えば一時保護も一時保護所ではなく、一時保護を担える里親の開拓や小規模施設への一時保護委託などの改革も必要ではないか。
- 一時保護所の機能分化を先行してやる体制を、タスクフォースを作って現場の人と一緒にモデルを作るくらいやらないと、だめな児相を増やすだけになるのではないか。
- 基本的に子どもは家庭で育つべきであって、一時保護もなるべく委託を進めるべきであり、当然、一時保護所も家庭と同様の環境であるべきである。この流れをつかんだ上で新しい児童相談所を作るならどうすべきかを考えるべき。
- この4月から特別区に児童相談所が設置できるようになることは児童相談所の人的、物的な不足を補うという意味で大きな希望である。ただ、人口規模の小さい自治体は虐待対応の件数も少なく組織的な対応力が向上しない懸念がある。
- 人事異動に関しては広域的な人事異動ができる仕組みが必要であり、職員の育成については児童養護施設などの施設の職員を経験することが大切である。
- 児童虐待対応で大切なのは、その家庭に関する情報であり、転居に伴う人口の流動性の高い都市においては、自治体の保有情報を共有できる仕組みが必要である。
- 児童相談所は児童福祉行政の1つの機関でしかなく、児童相談所を設置することが目的なのではなく、その先の社会的養護や児童の自立まで子どもたちに責任を持って支えていくことの理解を深めることが必要である。
- 仮に22区に児童相談所が設置されると東京都の人口の60%以上を各区の児童相談所がばらばらに対応することになるので、広域自治体として、都道府県に中央児童相談所機能をもたせるなどの法的な整備が必要となる。
- 東京都からは、子ども家庭支援センターでの経験をスーパーバイザーになるために必要な経験年数としてカウントできるようにお願いしているが、そういう意味で子ども家庭支援センターで仕事をされた方は児童福祉司に準じた経験として認めてほしい。
- 子ども家庭支援センターでの業務は、対立する保護者との対応や部下の育成という点で、児童相談所での経験年数としてカウントするのは不十分であると考える。

区 分

主な意見

1. 中核市、特別区における児童相談所の設置について（3）

- 新たな児童相談所のあり方を考える場合、国内だけでなく海外の研究や調査に今から児童相談所を設置する自治体の職員が参加することも検討していただきたい。
- 新しい児童相談所を設置する場合、ケース移管のやり方によっては重篤な事態に陥るケースが出る可能性があるため、そのあたりのこともきちんと考えてほしい。
- 一時保護所のあり方、一時保護里親の養成、施設委託のあり方、及び児童相談所を設置した自治体の社会的養護の準備体制も重要な課題である。
- 親族里親の活用で一時保護は何とかやりくりできるケースがあるのではないか。
- 親族里親の運用については、もう少し明確にした方が実務に合うのではないか。
- 特別区が集まる連絡会議のようなものに、都が入って何かができるというものを作る必要がある。

区分

主な意見

2. 要保護児童通告の在り方について

- 「189」については、単に住居地に依じて回線をつなぐだけでなく、きちんとトリアージができるセンターを設置して通告窓口を一元化すべき。
- 刑法が改正されると性犯罪が非親告罪化され、性虐待が通告された場合、公務員として告発の義務が生じるので、警察との連携が重要になってくる。また、コールセンターを設置するのであれば、性虐待の場合には警察にも情報を流さなければならない。
- 通告先が一本化できるのであれば、そこは必ず通告が受けられる場所でないといけない。
- 通告窓口の一元化については専門委員会の報告書では他の意見もあり、合意ではなかったのではないかと。
- 通告窓口の一元化については反対意見もあったが、一元化をしないと問題は解決しないというのが多数意見だった。
- 通告窓口の一元化について、一本の電話でアセスメントはできないという反対意見もあったが、ポートランドではコールセンターで児童記録票や保健情報、警察情報にアクセスできるようになっており、電話で学校に調査もする。そういうものが作れば一本の電話でも緊急度や重症度のアセスメントが十分にできると考える。
- ポートランドのコールセンターは職員の専門性があるからこそできるのではないかと。このコールセンターの対象の人口はどの程度か。県レベルで設置するという案があるが、虐待件数が都道府県によって全然違う現状で同じように考えることができるのか。いろいろな情報にアクセスできる体制や人材の育成をどうするのか。
- オレゴン州でホットラインが敷かれているところは大体80万人、インテークワーカーになるには児童相談所で3年以上、経験しなければいけない規定になっている。日本でのデータの共有、汎用は難しいかもしれない。
- データの共有や警察との情報共有という部分がまだ十分ではない中、9月からのコールセンター化で一番必要な部分は何かをしっかり議論することが必要。
- インテークワーカーは児童相談所機能をわかっている人であれば、アメリカでは1日研修くらいで育てられるので枠組をきちんと作ることが重要になる。警察との情報共有については警察が児童虐待通告を受けた場合は福祉機関に情報が流れるようになったが、児童福祉機関が持っている情報はフィルターをかけて警察に伝えた方がいいのではないかと。
- アメリカではインテークワーカーがきちんとケースを振り分けており、通告件数が増えている日本でも通告窓口の一元化は必要ではないかと。

区分

主な意見

3. 児童相談業務の在り方について  
(1)

- 児童相談所については調査保護機能と支援マネジメント機能を分けることが必要ではないか。
- 一時保護所はシェルターとしての機能だけではなく、子どもをアセスメントする機能が必要。
- 地域の広さで児童相談所を作っているところもあるので、都道府県の児童相談所を分割することも必要ではないか。
- 児童相談所がカバーする適正規模について議論した上で、児童相談所を増やすのか、あるいは児童相談所の機能を分割するのかという議論になる。例えば、児童相談所は保護と社会的養護、その他の部分は市区町村にという議論になる。
- 児童相談所の専門性分化、機能分化が重要であるが、調査、評価、措置、保護と支援マネジメントを分けることによって、情報がここで切れ、情報共有が不十分になって失敗が起こるのではないかという反対意見もある。
- 児童相談所の機能分化については、実際に機能分化してもうまくいかず、もとに戻しているところもある。
- 機能を分化してもうまくいかないのであればそのデータ、理由、その他のファクターも検討しなければいけないが、専門委員会の流れからは、機能もしくは機関の分割は目指すべき方向ではないか。
- 横浜市は従前から初期対応チームと支援チームに分化しているが、うまくできている。一時保護については、里親委託や施設委託の方が良い子どももいるが、アセスメントが必要な子どももいるので一時保護所は必要である。
- 静岡県では子どもの状況によって、一時保護所、里親、施設に一時保護を行っている。また、政令市との一時保護所の乗り合いは費用負担の問題があり現在は行っていないが、今後できれば良い。

区分

主な意見

3. 児童相談業務の在り方について  
(2)

- ポートランドでは集団生活ではなく最初から家庭的な生活が良いという議論になり一時保護所は廃止されたが、里親が見つからないなど、やはり最初の1、2泊は一時保護所がないと困るようだ。共用もできるようにしたほうが良い。
- 今までは児童相談所が丸抱えで支援をしているところが多かったが、これからは支援が地域に移っていくということを前提に考えなければいけない。支援をする機関が分かれたら、お互いの情報共有が大きなテーマとなる。
- トリアージをするところのデータベースの構築と本来の細かい部分を含めた情報提供のあり方の両方をきちんと構築していかないとうまくいかない。
- 今後は市町村が支援を行うということを前提に児童相談所はどう関わっていくかを考えていくべき。
- 一時保護の行動観察や短期生活指導という部分をどこがどう担っていくのかを議論しなければならない。
- 児童相談所の機能が1700以上ある市町村と完全に切り離して一気に移っていくのは無理ではないか。
- 市町村の役割はますます重要になるが、虐待通告を受けて調査する能力はまだ成熟していないところも多い。
- 市町村が児童虐待にすぐに対応するために、児童相談所や別の組織に報告して助言を得るようなチェック体制、リアルタイムでの情報共有が必要である。
- 児童相談所の業務のうちある部分は専門性を高めると同時に、療育手帳は、更生相談所や精神保健センターに移管してもよいのではないか。